

口座振替規定

1. 株式会社横浜銀行（以下「銀行」といいます。）に請求書が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしないものとします。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を返却できるものとします。
3. この契約を解約するときは、預金者から銀行に銀行所定の書面により届け出るものとします。
なお、この届け出がないまま長期間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、預金者から特に申し出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものとして取り扱えるものとします。
4. この預金口座振替について紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行は責任を負いません。
5. (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上